

職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

#### 長野県条例第4号

職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例

職員の給与の特例に関する条例(平成13年長野県条例第39号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による廃止前の職員の給与の特例に関する条例第4条第3項の規定は、この条例の施行日前に退職し、又は死亡した者に対する退職手当については、なおその効力を有する。

人財活用チーム

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

#### 長野県条例第5号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の個性豊かな地域づくり基金の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村課

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

#### 長野県条例第6号

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、創業、雇用、福祉、環境等に関し信州に安全・安心・安定をもたらす取組を積極的に行う県民を応援するため、長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号。以下「県税条例」という。)の特例を定めるものとする。

(創業等に係る課税免除)

第2条 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの期間(以下「特例期間」という。)内に創業(県税条例第143条第6号に規定する創業をいう。)をした中小法人(株式会社、合名会社、合資会社、有限会社又は企業組合で、当該法人の設立の日の属する事業年度の開始の日における資本の金額又は出資金額が1,000万円以下のもの(創業について規則で定めるところにより地方事務

所長の認定を受けた法人に限る。)をいう。)については、その創業の日の属する事業年度から創業の日から起算して5年を経過する日の属する事業年度までの間の各事業年度に限り、当該中小法人が行う事業に対する事業税は課さない。

2 次の各号に掲げる場合であり、かつ、当該事業を開始したことによって増加する雇用者の数が1人以上である場合における当該中小法人(規則で定めるところにより地方事務所長の認定を受けたものに限る。)については、当該各号に定める日の属する事業年度からその日から起算して3年を経過する日の属する事業年度までの間の各事業年度に限り、当該中小法人が行う事業に対する事業税は課さない。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有しない法人が、特例期間内に県内に主たる事務所又は事業所を有する中小法人(株式会社、合名会社、合資会社、有限会社又は企業組合で、当該法人の設立の日の属する事業年度の開始の日における資本の金額又は出資金額が1,000万円以下のものをいう。第3号において同じ。)を設立し、当該中小法人において事業を開始した場合 当該設立の日
- (2) 県内に事務所又は事業所を有しない中小法人(株式会社、合名会社、合資会社、有限会社又は企業組合で、当該法人が県内に事務所又は事業所を設けた日における資本の金額又は出資金額が1,000万円以下のものをいう。)が、特例期間内に県内に主たる事務所又は事業所を設け、当該事務所又は事業所において事業を開始した場合 当該事務所又は事業所を設けた日
- (3) 県内に事務所又は事業所を有しないで事業を行う個人が、特例期間内に県内に主たる事務所又は事業所を有する中小法人を設立し、当該中小法人において事業を開始した場合 当該設立の日

第3条 特例期間内に設立をした特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)については、その設立の日の属する事業年度から設立の日から起算して5年を経過する日の属する事業年度までの間の各事業年度に限り、当該特定非営利活動法人が行う事業に対する事業税は課さない。

(身体障害者等を雇用する中小法人等に対する事業税の不均一課税)

第4条 次の表の左欄に掲げる要件に該当する法人(資本の金額又は出資金額が1,000万円以下のものに限る。)又は個人に対し、県税条例第36条、第38条の5及び附則第22条第5項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める事業税について、次項及び第3項に定めるところにより不均一課税を行う。

要件	事業税	
(1) 常時雇用する労働者の数が55人以下である法人又は個人(知事が定める法人又は個人に限る。)であって、県内の事務所又は事業所においてその雇用する身体障害者等(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者をいう。)である労働者(知事が定める要件を満たすものに限る。)の数が1人以上であるものであること。	法人	特例期間内に開始する事業年度で当該身体障害者等を雇用している日の属するものに係る事業税
	個人	平成19年度分から平成21年度分までの事業税に係る所得で当該身体障害者等を雇用している日の属する年のものに係る年度分の事業税
(2) 県内の事務所又は事業所において特例期間内に新たに雇用した母子家庭の母が、次に掲げる要件を満たすものである法人又は個人(知事が定める法人又は個人に限る。)であること。 ア 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けているものであること。 イ 雇用対策法(昭和41年法律第132号)第2条に規定する職業紹介機関の紹介を受けて当該法人又は個人に雇用されたものであること。 ウ その他知事が定める要件を満たすものであること。	法人	特例期間内に開始する事業年度で当該母子家庭の母を雇用している日の属するものに係る事業税
	個人	平成19年度分から平成21年度分までの事業税に係る所得で当該母子家庭の母を雇用している日の属する年のものに係る年度分の事業税
(3) 平成21年3月31日までの間に、県内のすべての事務所及び事業所において環境への取組を適切に行うこととなったものと認められる基準として知事が定めるものに該当することとなった法人又は個人であること。	法人	当該基準に該当することとなった日の属する事業年度(その日が平成18年4月1日以前の法人にあっては、同日の属する事業年度)に係る事業税
	個人	当該基準に該当することとなった日の属する年(その日が平成18年4月1日以前の個人にあっては、同日の属する年)の所得に係る年度分の事業税

2 前項の不均一課税は、次の各号に掲げる法人又は個人の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 法人 県税条例附則第22条第5項の規定により読み替えて適用する県税条例第36条第1項第2号又は第3号の表に掲げる率を、その率に2分の1を乗じて得た率として、県税条例第36条第1項及び附則第22条第5項の規定を適用して計算した金額(その金額を県税条例第36条第1項及び附則第22条第5項の規定を適用して計算した金額から控除して得た金額が10万円を超える場合にあっては、当該計算した金額から10万円を控除して得た金額)

(2) 個人 県税条例第38条の5各号に規定する率を、その率に2分の1を乗じて得た率として、同条の規定を適用して計算した金額(その金額を同条の規定を適用して計算した金額から控除して得た金額が10万円を超える場合にあっては、当該計算した金額から10万円を控除して得た金額)

3 2以上の第1項の表に掲げる要件に該当する法人又は個人に係る前項の規定の適用については、同項各号中「10万円を控除して得た金額」とあるのは、「10万円にその者が該当する前項の表に掲げる要件の数を乗じて得た金額(当該計算した金額が当該乗じて得た金額以下である場合には、当該計算した金額)を控除して得た金額」とする。

(適用除外)

第5条 この条例の規定は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む法人又は個人については、適用しない。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

税 務 課
-------

児童福祉施設条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県条例第7号**

児童福祉施設条例等の一部を改正する条例  
(児童福祉施設条例の一部改正)

第1条 児童福祉施設条例(昭和39年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「以下」を「第4条において」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、長野県信濃学園には、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第19条第1項の規定による支給決定を受けた者の監護する児童及び支給決定を受けた者が入所することができる。

第7条中「法第21条の10第2項第1号又は知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号」を「障害者自立支援法第29条第3項又は第30条第2項」に、「より市町村長」を「よる厚生労働大臣」

に、「額と」を「費用の額に相当する額と」に改める。

第2条 児童福祉施設条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」の次に「及び第6条」を加える。

第4条を次のように改める。

(入所者)

第4条 長野県信濃学園に入所できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 法第24条の3第2項の規定による障害児施設給付費の支給の決定を受けた者の監護する児童及び法第63条の3の2第1項の規定による障害児施設給付費の支給がある者

(2) 法第27条第1項第3号の規定による入所措置を受けた児童

(3) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第19条第1項の規定による支給決定を受けた者の監護する児童及び支給決定を受けた者

2 長野県諏訪湖健康学園及び長野県波田学院に入所できる者は、法第27条第1項第3号の規定による入所措置を受けた児童とする。

第5条を削る。

第6条中「第4条第2項」を「前条第1項第1号又は第3号」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「額は、」を「額は、法第24条の2第2項又は」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

(長野県西駒郷条例の一部改正)

第3条 長野県西駒郷条例(昭和43年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「入所者の入所」を「利用者の利用」に改め、同条第2号及び第3号中「入所者」を「利用者」に改める。

第7条第1項中「に入所」を「を利用」に改め、「(その者が18歳未満の場合にあっては、その者の保護者)」を削り、「入所する」を「入所して利用する」に改め、同条第3項中「知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号若しくは」を「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第3項若しくは第30条第2項の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額又は知的障害者福祉法」に改め、「又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第2項第1号」を削る。

第4条 長野県西駒郷条例の一部を次のように改正する。

第1条中「知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)」を「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」に改める。

第4条第1項第2号及び第6条第1項第1号中「知的障害者福祉法」を「障害者自立支援法」に改める。

第7条第1項中「知的障害者福祉法」の次に「(昭和35年法律第37号)」を加え、同条第3項中「(平成17年法律第123号)」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は知的障害者福祉法第15条の11第2項第1号の規定により市町村長が定める基準により算定した額」を削る。

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第5条 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年長野県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活

介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)

第9条の2に次の1号を加える。

(3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として知事が定めるものに入所している場合

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 長野県西駒郷が前項ただし書に規定する規定の施行の日までに障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害者支援施設の指定を受けていない場合には、その日から当該指定の日までの間における第4条の規定による改正後の長野県西駒郷条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「第29条第3項又は第30条第2項」とあるのは、「附則第21条第2項又は附則第22条第4項」とする。

障害福祉課

長野県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

#### 長野県条例第8号

長野県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

(長野県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第1条 長野県身体障害者リハビリテーションセンター条例(昭和49年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県立総合リハビリテーションセンター条例

第1条中「身体障害者リハビリテーションセンター」を「総合リハビリテーションセンター」に改める。

第2条中「長野県身体障害者リハビリテーションセンター」を「長野県立総合リハビリテーションセンター」に改め、同条第3号中「保護」を「便宜の供与」に改め、同条第4号中「更生」を「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する自立支援医療その他の更生」に改める。

別表中「保護」を「便宜の供与」に、「身体障害者福祉法第17条の4第2項第1号又は」を「障害者自立支援法第29条第3項若しくは第30条第2項の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額又は身体障害者福祉法」に改める。

(長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第2条 長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は、」を「条例は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)及び」に、「)及び」を「)並びに」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 障害者自立支援法第5条第6項、第8項、第11項、第13項及び第14項に規定する便宜の供与

第2条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「(平成17年法律第123号)」を削り、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 医学的、心理学的及び職能的判定

第2条第5号を同条第4号とする。

第3条第1項中「に入所」を「を利用」に、「第18条第3項」を「第18条第2項」に、「入所する」を「入所して利用する」に改め、「又はセンターにおいて診療を受けようとする者」を削る。

別表中「訓練又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は身体障害者福祉法第17条の10第2項第1号の規定により市町村長が定める基準により算定した額」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第5の夜間看護等手当の項中「身体障害者リハビリテーションセンター」を「総合リハビリテーションセンター」に改める。

障害福祉課

長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第9号

長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

長野県障害者福祉センター条例(平成10年長野県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(聴覚障害者情報センター)」に改め、同条中「長野県聴覚障害者ライブラリー(以下「ライブラリー」を「長野県聴覚障害者情報センター(以下「情報センター」に改める。

第4条第1項及び第5条中「ライブラリー」を「情報センター」に改める。

第11条第2項中「ライブラリーの指定管理者」を「情報センターの指定管理者」に改め、同項第1号中「ライブラリー」を「情報センター」に改める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

障害福祉課

長野県障害者介護給付費等不服審査会条例をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第10号

長野県障害者介護給付費等不服審査会条例

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第98条第1項の規定により、長野県障害者介護給付費等不服審査会(以下「不服審査会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 不服審査会は、障害者自立支援法第98条第1項の規定により知事が取り扱わせた審査請求の事件の審査を行うものとする。

(不服審査会の委員の定数)

第3条 不服審査会の委員の定数は、10人以内とする。

(合議体を構成する委員の定数)

第4条 障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第48条第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は、5人とする。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、不服審査会に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2中「国民健康保険審査会の委員」を

「障害者介護給付費等不服審査会の委員  
国民健康保険審査会の委員」に改める。

(証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部改正)

3 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例(昭和34年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

左	欄	右	欄
---	---	---	---

を

「

左	欄	右	欄
障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第103条第1項の規定により診断その他の調査をした医師その他知事の指定した者		特別の技能の程度並びに診断その他の調査に要した時間及び費用をしんじやくして、知事が障害者介護給付費等不服審査会の意見を聴いて定める額	

に、

「聞いて」を「聴いて」に改める。

障害福祉課

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

### 長野県条例第11号

勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例

勤労者福祉施設条例(昭和42年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(使用等の許可)」に改め、同条中「福祉施設」を「長野県勤労者福祉センターを使用しようとする者は知事の、その他の福祉施設」に、「次条」を「次条」に改める。

第5条中「福祉施設」を「長野県勤労者福祉センター以外の福祉施設」に改める。

第6条中「福祉施設」を「前条の福祉施設(以下「指定管理者管理福祉施設」という。)」に改める。

第7条、第8条第2号、第10条第2号及び第3号、第11条第1号から第3号まで及び第6号並びに第12条第3号中「福祉施設」を「指定管理者管理福祉施設」に改める。

第13条の見出しを「(使用料等の納付等)」に改め、同条第3項中「別表」を「別表第2」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項中「福祉施設」を「指定管理者管理福祉施設」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

長野県勤労者福祉センターを使用しようとする者は、使用料を納めなければならない。

2 使用料の額は、別表第1のとおりとする。

第14条の見出しを「(使用料等の減免)」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

知事は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が労働教育を行うために使用する場合

(2) 国又は地方公共団体が勤労者の福利、厚生、教養又は文化の向上を図るため講演会、研修会、展示会その他これらに類するものに使用する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める特別の理由がある場合

第15条の見出しを「(使用料等の還付)」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、知事が特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用する者の責任によらない理由で使用できなくなった場合

(2) 使用の申込みをした者が規則で定める日までにその申込みを取り消した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める特別の理由がある場合

別表の1の(1)のアの長野県勤労者福祉センターの項及び同表の6を削り、同表の7を同表の6とし、同表を別表第2とし、同表の前に次の別表を加える。

(別表第1)(第13条関係)

1 会議室等

(1) 入場料又はこれに類するものを徴収しないで使用する場合

ア 営業のため以外に使用する場合

区 分	使 用 料						
	午前9時から正午まで	午後零時30分から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後零時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	超過時間(超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げる。)1時間につき
教室	円 1,700	円 2,500	円 3,500	円 4,200	円 6,000	円 7,700	円 900
音楽室	900	1,400	1,800	2,300	3,200	4,100	500
大会議室	1,500	2,300	3,000	3,800	5,300	6,800	800
第1会議室	900	1,400	1,800	2,300	3,200	4,100	500
第2会議室							
第3会議室	800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	400
第4会議室							
第5会議室	600	900	1,200	1,500	2,100	2,700	300
第6会議室	400	500	700	900	1,200	1,600	200
第7会議室							
第8会議室							
第9会議室							
第10会議室	600	900	1,200	1,500	2,100	2,700	300
第11会議室	900	1,400	1,800	2,300	3,200	4,100	500
第12会議室							
第13会議室	300	500	600	800	1,100	1,400	200
広間	1,000	1,500	2,000	2,500	3,500	4,500	500

イ 営業のために使用する場合

アに掲げる区分に従い、当該区分に定める額の100分の150に相当する額

(2) 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合

ア 営業のため以外に使用する場合

(1)のアに掲げる区分に従い、当該区分に定める額の100分の150に相当する額

イ 営業のために使用する場合

(1)のアに掲げる区分に従い、当該区分に定める額の100分の225に相当する額

2 備品等

区 分	使 用 料
(1) 備品を使用する場合 (2) 電気器具の持込みをして電力を使用する場合 (3) 冷房又は暖房を使用する場合	知事が別に定める額

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

貸付金免除条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田中 康夫

長野県条例第12号

貸付金免除条例の一部を改正する条例

貸付金免除条例(昭和39年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の項中「又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」を削り、「もの又は」を「もの若しくは」に、「占める」を「占めるもの又は過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により公示された市町村の区域にある」に、「第7条第22項」を「第8条第25項」に、「第27条第2項」を「第7条第6項」に、

「ク 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業(同条第8項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所(以下この項において「訪問看護事業所」という。)

を

「ク 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業(同条第8項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所(以下この項において「訪問看護事業所」という。)

(2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保健師助産師看護師法第7条の規定による免許を取得した後、直ちに、長野県立阿南病院又は長野県立木曾病院において看護師の業務に従事し、かつ、従事した期間が4年間(災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により看護師の業務に従事しなかった期間がある場合は、当該従事しなかった期間を4年に加えた期間)継続したとき(これらの病院において看護師の業務に従事することを条件として修学資金の貸付けを受けた場合に限る。)

に、「(2) 大学院」を「(3) 大学院」に、「(3) (1)又は(2)」を「(4) (1)から(3)まで」に、「(4) (1)から(3)」を「(5) (1)から(4)」に改め、同表中「長野県医学生等修学資金貸与規程」を「長野県医学生修学資金貸与規程」に改め、「又は歯学部」を削り、「へき地医療機関、保健所又は県立病院」を「へき地医療機関等」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の項の改正規定(「第27条第2項」を「第7条第6項」に改める部分に限る。) 平成18年10月1日

(2) 本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の項の改正規定(「占める」を「占めるもの又は過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定により公示された市町村の区域にある」に改める部分に限る。)及び次項の規定 平成19年4月1日

2 この条例による改正後の貸付金免除条例(以下「新条例」という。)本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長

野県告示第355号)の項の右欄の(1)のアの規定は、平成19年3月31日以後に同項に規定する養成施設(附則第4項において「養成施設」という。)の修業年限を満了する者から適用する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の貸付金免除条例本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の項に規定する修学資金の貸与の決定があった者に係る新条例本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の項の右欄の(1)の規定の適用については、同(1)中「県内の施設等」とあるのは、「県内の施設等又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」とする。

4 平成19年3月31日に養成施設の修業年限を満了する者に係る新条例本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の項の右欄の(2)の規定の適用については、同(2)中「4年間」とあるのは「2年間」と、「4年に」とあるのは「2年に」とする。

医 務 課

長野県立病院条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田中 康夫

長野県条例第13号

長野県立病院条例の一部を改正する条例

長野県立病院条例(昭和41年長野県条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1 文書料の項中 「2,300円」を

「2,400円」に改め、同表中 「7 短期人間ドック料」を

「7 短期人間ドック料」に、「64,000円」を

「65,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。(長野県職員定数条例の一部改正)

2 長野県職員定数条例(昭和24年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。第2条第2項中「1,200人」を「1,230人」に改める。

県立病院課